

平成22年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成22年10月15日)

1 日 時

平成22年10月15日(金)

午前10時00分 開会

午前11時59分 閉会

2 場 所

県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

3 議 事

(1) 審 議

ア 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

イ 水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直しについて

ウ 生活環境の保全等に関する条例に基づく規制措置の見直しについて

(2) 報 告

福島県地球温暖化対策推進計画の改定について

(3) その他

4 出席委員

大越則恵 佐藤俊彦(代理 反後堯雄) 佐藤幹雄 高荒智子 瀧本チイ
津金要雄(代理 安田清敏) 中井勝己 長澤利枝 長林久夫 堀金洋子
山口信也(代理 宮崎憲治) 和合アヤ子(代理 羽田幸弘) 和田佳代子
渡部チイ子(以上14名)

5 欠席委員

稲森悠平 加藤卓哉 後藤忍 橋口直幸 浜津三千雄 福島哲仁 星サイ子
(以上7名)

6 事務局出席職員

佐藤 生活環境部長

林 生活環境部政策監

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹 ほか

(環境共生総室)

宍戸 環境共生課長 ほか

(環境保全総室)

高松 生活環境部次長 (環境保全担当)

猪狩 水・大気環境課長 ほか

7 議事内容

(1) 開会 (司会) 高橋生活環境総務課主任主査

(2) 中井議長 (会長) から、議事録署名人を大越則恵委員と瀧本チイ委員にすることとされた。

(3) 議事(1) 審議ア 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

◆資料1に基づき、長林第2部会長より第2部会での審議経過が報告され、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(中井議長)

ただ今の報告について、質問、意見等あれば発言願う。

(各委員より質問等無し)

(中井議長)

特に質問等が無いようなので、報告あったとおりに答申ということによろしいか。

(各委員)

異議無し。

(4) 議事(1)審議イ 水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直しについて

◆資料2等に基づき事務局 (猪狩水・大気環境課長) より説明があり、以下の質疑応答があった。

《質疑応答》

(中井議長)

ただ今の説明について、質問、意見等あれば発言願う。

(大越委員)

千五沢ダムの水を水道水として使用しているが、高度浄水処理をしているため、人体に影響を及ぼすことはないだろうと思うが、臭いもあり安全とは言えないと思う。今回、暫定目標を定めているが、非常に高い値であるため、これで大丈夫なのか不安である。

(中井議長)

提案のあった千五沢ダムは、現状、将来予測ともに、なかなか環境基準の達成が厳しい状況にあるが、暫定目標を継続したいという説明であった。

まず、汚濁の主たる原因がどういうところにあるのかということと、それに対する対策は何かあるのか、この2点について回答願う。

(猪狩水・大気環境課長)

千五沢ダムには、北須川（平田村）からの排水がだいぶ入ってくる。北須川の上流では、生活系の排水や畜産系の排水が多く流入し、なかなか汚濁負荷量が減っていかない現状である。お手元の参考資料2の44頁を御覧いただくと、現在のCODの排出汚濁負荷量は829kg、5年後の値を推計していくと770kgとなり、各種対策を講じることで将来的には減っていくと言えると思う。しかし、湖沼では一旦汚染されてしまうと、汚濁負荷量が減ったからと言ってすぐに元に戻るとは言えず、地道な努力をしながら汚濁負荷量を減らして水質もよくしていく必要があると考える。

参考資料2の最後の頁にあるとおり、千五沢ダムにおける「目標達成のための方策の方向性」として、畜産農家に対する指導、耕種農家に対する指導、生活排水処理施設の整備促進等をより一層やっていきたいと考えている。また、高度な処理をした上で飲んでいるが、現在も行われている高度浄水処理をより徹底して行い、できるだけ臭いをとっていくことが必要だと思う。なお、このような要望があったことを何らかの機会に水道部局や町の方に伝えていきたい。

(中井議長)

その上で、大越委員、何かあればお願いします。

(大越委員)

千五沢ダムは農業用水を目的として作られたわけだが、この地域は水が枯渇しているため、そこから水道水を引いている現状である。

私としては、ダムの水質がとても不安な状態を目の当たりにしてきており、現状を把握して何とかしていこうというのも分かるが、もう一つ何か強力な方策を考えて、水道水としての水質をもう少し良くできないものかと思っている。「目標達成のための施策の方向性」に記載された内容以上の施策は難しいということで、暫定目標をとっても高い値を設定しており、本当にいいのかという疑問を持っている。具体的な提案はできないが、このような心配があるということを議事録に載せていただきたい。

(中井議長)

他にいかがか。

(高荒委員)

今話があった水道についてだが、水道水の臭いが出ているということは原因を突きとめれば処理の段階で低減することは可能だと思う。原因追及のために、例えば教育機関と連携して、水道に特化した対策を前進させていくことも必要ではないかと思う。

(中井議長)

今の水道水の問題に関連して、臭いがもし特定できるのであればそこを低減する手立て

もあるのではないかという意見であった。それでは他の点についていかがか。

(長林委員)

いくつかお伺いしたいことがあるが、1つめは参考資料2の58頁の「畜産農家に対する指導」の中にたい肥利用促進を図るという指導項目があるが、その指導はどこまでできるのか、2つめは、参考資料2の46頁の豚、牛の糞の発生汚濁負荷量が現況より将来が減少しているが、この減少はどのような形で見込んでいるのか教えていただきたい。

(中井議長)

先ほど指摘あった目標達成のための施策の部分と、具体的に豚等の将来予測が見込まれているが、ということが想定されているのか、という質問に対して、事務局より回答をお願いしたい。

(猪狩水・大気環境課長)

畜産農家に対しての指導は、行政としては、環境部局と、農林部局の両面から指導するようになっている。家畜排泄物の管理に関する法律は農林部局が所管しており、この法律に基づいて適正にたい肥等を処理するよう指導している。畜産農家は水質汚濁防止法に基づく特定事業場となるため、環境部局に届出をさせ、その排水が排出基準を満足するように適切な指導をしている。

(遠藤水・大気環境課主幹)

畜産系の負荷量算出の方法だが、頭数は将来とも変更はないとしている。

また今課長が述べたような指導を考慮し、畜産農家から河川等に出てくる汚濁物質の割合は27年度では1割、32年度では2割減少するものとして負荷量を求めている。

(中井議長)

今の回答に関連して質問だが、家畜排泄物の法律では、牛であれば飼育10頭以上の畜産農家に対しては適正に処理するよう定められているが、それ未満の小規模な農家については、特に法律上の規制がなく、なかなか設備投資をするのも難しいと思う。例えば、小規模な農家がある程度集中立地しているとすると、結果的にかなりの頭数の排泄物が適正に処理されていないということになる。本来なら自治体などで、小規模な農家から排出される排泄物を共同で処理できるように対応がとればかなり改善されると思うが、平田村ではそういう取組みはあるのか教えていただきたい。多分農林サイドの話なので、分かる範囲で紹介いただけるとありがたい。

(猪狩水・大気環境課長)

家畜排泄物の法律には確かに裾切りがある。一方で水質汚濁防止法でも規制があり、例えば豚を飼っている施設を豚房施設と言うが、50㎡以上であれば規制対象になる。一頭ずつ飼っているところはあまり生業としている場合はないので、ある程度、業としてやっているところは私共も把握しており、その中で指導している。

今会長から指摘あった、共同で排水処理をする取り組みについては、資料を持ち合わせ

ていないため把握していないが、農林サイドには指摘があった旨伝えていきたいと思う。

(中井議長)

長林委員、その上で意見等あるか。

(長林委員)

今、中井議長に指摘いただいたので大体話は飲み込めた。現状では、排水基準に対して基準値以上の排水が出ている可能性があるという問題点も見えてきたと思う。ダムの水質改善を考えると、この流域では過負荷であると思うが、どうか。

(中井議長)

今の点について、事務局から回答をお願いしたい。

(猪狩水・大気環境課長)

様々な施策を反映し、汚濁負荷量を将来予測している。この結果を見ると、指摘あったとおり、過負荷の状態であると思う。こういった状態をできるだけなくし、生活系、工場系、農業系を含めて汚濁負荷量を減らして目標水質に近づけたいと思っている。

(中井議長)

長林委員よろしいか。

(長林委員)

そういう問題点が分かれば、それをもとに基準を考えるべきであろうと思う。

(長澤委員)

小名浜港の水域類型指定案は、達成期間が「直ちに達成」、「暫定目標を設けない」とある。また、東山ダム、千五沢ダムの水域類型指定案の達成期間には「段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める」とある。

水域類型指定案については、トータル的に、いろいろ精査した結果が示されていることは分かるが、達成期間、暫定目標についてももう少し具体的に説明いただきたい。

(中井議長)

事務局から回答をお願いしたい。

(猪狩水・大気環境課長)

小名浜港については、将来予測が全窒素の環境基準値である0.6mg/Lを下回るという結果のため、暫定目標を設けず、直ちに達成ということである。また、将来の負荷量は、各種施策を盛り込んだ上で計算している。

東山ダムについては、将来予測は全磷0.014mg/Lとなるため、達成期間には、段階的に暫定目標を達成しつつ、という表現になっている。

千五沢ダムについては、現状でも将来的にも暫定目標を達成するところまでには至っていないが、利水状況を加味すると、類型指定や暫定目標を下げるということはず、現行の暫定目標のまましていきたいと思っている。ただ、全窒素では、予測結果を踏まえ暫定目標を1.0mg/Lから0.96mg/Lにしている。水質をこれ以上悪化させないため、暫定目

標を設定し、行政・県民一体となって各種施策を講じた上で目標を達成できるように努力していくということで、同じような達成期間の表現としている。

(中井議長)

その上で長澤委員どうぞ。

(長澤委員)

千五沢ダムについて、達成期間が記載されているが、この表現でいいのか疑問である。先ほど大越委員も言われたように、非常に不安な状況であるので、この達成期間の部分には、行政としてきちっとした意思をここに表明する必要があるのではないかと思う。

また、暫定目標に記載している「段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に務める」という文言は、つまりどういうことなのか。

(中井議長)

達成期間の表現方法の部分に関する質問である。過去の経年的な変化、将来予測を見ても、とても環境基準を達成できないのではないかという予測でありながら、達成期間の部分にはこのような表現を使わざるを得ないのか、という質問かと思う。事務局より説明をお願いしたい。

(遠藤水・大気環境課主幹)

用語が分かりづらいところがあり申し訳ない。

国から通知等があり、環境基準の種類の仕方が決まっている。

まず、水域を類型指定する。例えば、千五沢ダムでは、CODは湖沼のA類型に指定しており、CODの環境基準は3mg/L以下である。

現況水質、将来の水質予測等を踏まえながら、次に達成期間を定めることとなる。達成期間の定め方は、「直ちに達成」、「5年以内で可及的速やかに達成」、「5年を超える期間で可及的速やかに達成」という区分がある。

「直ちに達成」とは、現況水質、将来水質においても環境基準を達成できる見込みがある場合である。当然、そのための施策を確実にこなしていくことは必要であるが。先ほど、水生生物の方でも御審議いただいたが、現況で、亜鉛の環境基準値を達成しているため、達成期間は「直ちに達成」とした。

「5年以内で可及的速やかに達成」とは、施策を確実に行えば5年以内に達成できるとの見込みがある場合である。

「5年を超える期間で可及的速やかに達成」とは、施策を進めていても環境基準を達成するのに5年を超えるのではないかという場合である。

もう1つの区分として、「段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める」があり、千五沢ダム、東山ダム、現行の小名浜港で定められている。これは、環境基準を定めた時期において、いろいろ施策をやってもなかなか環境基準を達成する期間がかなりかかる、あるいはなかなか見込みがないという場合に、段階的に暫定目標を定

めて、それを達成できるようにいろいろ施策を行い、その段階でまた見直しをして将来的には本来の環境基準を達成しようという場合に区分する。

今回の小名浜港については、現況、将来予測ともにすでに達成しているため、「直ちに達成」としている。また、千五沢ダムと東山ダムについては、5年後でもまだ達成できないため、5年後の暫定目標を決めてそこに向けて努力しようということでこのような表現を用いているので、御理解いただきたい。

(中井議長)

長澤委員、よろしいか。

(長澤委員)

今の説明を聞いて納得した。

それでは、この文言は少し難しいので、今のような説明を注釈として入れた方が分かりやすいと思うが、可能か。

(中井議長)

今の説明を聞くと、環境省の言い回しの雛形があり、暫定目標を立てざるを得ないような水域については、暫定目標値を決め、達成期間の文言はこのような文言で統一されているのではないかと思うが、その表現を変えることはできるのかという意見である。

(猪狩水・大気環境課長)

決まった表現になっているため、表中はこの表現でいきたいと思うが、長澤委員から指摘あったように注釈として追記したいと思う。

(中井議長)

書式は統一されているため、欄外のところに注釈を付けていただき意味が分かるように補足説明をするということによろしいか。

(長澤委員)

承知した。

(堀金委員)

千五沢ダムは非常に問題が多い。平成17年度ごろに、県の環境白書を拝見した際に、このダムだけ具体的な方策の記載がなかったのは問題ではないかと話したのを覚えている。恐らく、今回設定した暫定目標を達成できないと思う。しかし、県で、具体的に目標を設定し、その目標に向かって各市町村が指導体制に入るといふ姿が見えて良かったと思う。

(中井議長)

少し悲観的な意見だったが、5年前に同じような議論をしたが、その時に比べてかなり取り組み姿勢が見られたという点は評価できるという発言内容だったと思う。他にいかがか。

(長林委員)

今、評価の見直しの検討があるとの話だったが、見直しは何年ごとに行うのか。基準が

達成できるような状況になれば変えていくのか。

(猪狩水・大気環境課長)

見直しは、5年に1度行う予定である。

(長林委員)

非常に細かい話で恐縮だが、資料2の5～6頁に、小名浜港の窒素と磷について改善傾向が明確に見られるが、主な理由はどのように考えているのか伺いたい。この理由が明確に分かれないと、きちんと将来を予測できないため、しっかり分析する必要があると思う。

(猪狩水・大気環境課長)

小名浜港における排出汚濁負荷量が1番占めているのは産業系である。例えば全窒素の場合は、産業系が77%占めている。その産業系のうち、上位4工場、日本化成、堺化学、小名浜精錬及び日本海水の排出負荷量が約70%占めているが、これらの4工場からの排出負荷量が低減したため、全体の負荷量が減っていると考えている。

(中井議長)

長林委員、さらに何か付け加えることがあるか。

(長林委員)

確かに小名浜港全体の負荷量が産業系の排出比が非常に大きい。その低減傾向を考慮し、将来この傾向を担保できる保証はないのではないと思うが、いかがか。

(遠藤水・大気環境課主幹)

参考資料2の12頁に、全窒素と全磷の現状の排出負荷量と将来の排出負荷量が記載されている。水質がなぜ改善したかということは、課長が今述べたとおりである。事業者が色々努力し負荷量を減らしてきたが、将来の予測については、産業系の負荷量はほぼ変わらないと設定している。また、生活系の排出負荷量は、下水道の接続向上、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等、将来進んでいこうと予測している。これらの施策を確実にやっていくことで暫定目標を設けなくても将来的に環境基準を達成することはできると判断した。

(長林委員)

今の説明で、大体納得できた。本当に工場系の排水が企業側の努力で減っていくのかということをしっかり見定めていかなければならないと考えたため質問した。

ただ、今後景気が回復すると、今回類型指定したものをもっと高い基準を当てはめなければならぬ必要性が出てくると思った。やはり、施策的な面と、産業の育成を踏まえた上での施策が必要になると考える。

(中井議長)

この議題で色々意見が出て、ほぼ1時間審議したが、本日はあと2つ審議事項と報告がある。他に質問等なければこのあたりで、2つめの議題を閉じさせていただきたい。

確認だが、今回3つの水域に係る指定の提案があり、色々質問、意見等あり、一部文言

等の修正の部分は取り入れていただくこととして、事務局の提案のとおり、今回類域指定あるいは暫定目標の設定とすることについて了解いただけるか。

(各委員)

異議無し。

(中井議長)

それでは次に3つ目の議題のほうに移らせていただく。

(5) 議事(1) 審議ウ 生活環境の保全等に関する条例に基づく規制措置の見直しについて
◆資料3-1等に基づき事務局(猪狩水・大気環境課長)から説明がなされ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(中井議長)

基本的には、国の法律の改正に合わせて、条例で該当する部分、あるいは福島県独自に表現している部分について、法律に合わせた字句修正、文言修正したいということが提案の趣旨であると思うが、質問、意見等あれば発言願う。

(高荒委員)

法改正の罰則の創設において、「記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者」とあるが、条例の方を見るとその辺が書かれていないが、ここは虚偽の記録をする者は滅多にいないから入れなくともいいということか。

(星水・大気環境課副課長)

「当該事項の違反に対して罰則を規定する」と記載しているが、罰則の規定の中で法律と同様な虚偽の記録とか、記録を保存しなかった者等を記載する予定である。

(中井議長)

当該事項の違反の内容に、法改正の概要に記載している内容を規定するということか。

(星水・大気環境課副課長)

そのとおりである。

(長澤委員)

法改正の趣旨に、ばい煙や排水の測定結果を改ざんする等不適正事案の発生、また水質事故の発生件数が増加傾向にあるとあり、これが背景にあり法改正がされたとあるが、実際にこのような事故、事件が近年、県内でどのくらいの件数があったのか。

(猪狩水・大気環境課長)

測定結果の改ざんについては、本県では確認されていない。全国では、鉄鋼業や電気業、製紙業において、データを改ざんしていた事件が報道されている。

県内の工場における水質事故の件数については、平成18年度は20件、19年度は2

7件、20年度は28件となっている。

(中井議長)

基本的には、国の法律で規制強化が行われた部分について、条例も同様に修正するという主旨である。了解いただけるか。

(各委員)

異議無し。

(猪狩水・大気環境課長)

条例改正の今後のスケジュールについて説明を追加するが、パブリックコメントを直ちに行い、11月の県議会に条例の改正案を上程し、改正法に合わせて来年の5月頃には施行したいと考えている。条例改正に伴って事業者に対して各方部で説明会を行い、周知する予定である。

(中井議長)

それでは、この審議事項については、全体会で了解をいただけたので、その後の具体的な条例改正等については事務局で対応願う。

(6) 報告 福島県地球温暖化対策推進計画の改定について

◆資料4-1等に基づき事務局(宍戸環境共生課長)から報告がなされ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(渡部委員)

農業をやっている観点から「県の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策」ということで3つほどあげてあるが、日本の食料自給率は40%ということで殆どの6割が輸入されているのが現実。輸入されるときに、フードマイレージという計算の方法があるが、それによると運ばれてくるときにエネルギーが使用され、大量の二酸化炭素が排出される。そのような観点から自給率を上げていく、福島県の食料自給率が今どうなっているか分からないが、そのような取組みも温暖化対策になるのではないかと考えている。

また、再生可能なバイオマスの資源、風力や水力など再生可能エネルギーを活用するということが、これを個人で設置するとなるとかなり高価なものであるので、予算措置をとっていかないとなかなか普及していかないのではないかと考える。

(中井議長)

資料4-2の2頁にあると思うが、「県の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策」ということで、先ほど検討会で検討されている内容を紹介いただいた。一点目については、地産地消につながるかと思うので、ぜひ、審議会でこのような意見があったということで委員の方に伝えていただければと思う。事務局で何かあるか。

(宍戸環境共生課長)

貴重な御意見に感謝する。今議長からもお話があったが、在り方検討会の委員の方にも報告し、計画に盛り込めるものは盛り込んでいきたいと考えている。

(中井議長)

他の委員の皆様方からいかがか。在り方検討会でも第3章までと検討半ばであり、これまでの検討に対しての意見ということでもよいし、これから検討するにあたってぜひこういう視点でという意見でもよいので何かあれば発言願う。

(長澤委員)

資料4-1の右側3の(1)「規制的手法について」において、「規制的手法ではなく、県民運動の更なる展開を図る。」という項目があるが、これだけで果たしてCO₂削減に行くのかなという疑問がある。我々県民一人ひとり、県民や団体は十分可能だが、事業者に対してはやはりある程度の規制的手法を盛り込まないと、自助努力に任せるだけでは、現状では非常に難しいのではないかと考えている。県内の事業者にはCO₂削減、温暖化対策に非常に積極的な事業者もいる一方で、その辺がまだまだ未熟なところもあるので、その辺をトータル的に考えて対応すべきではないかと考える。

(中井議長)

県の事業者に対する現状での取組みなどの御紹介なども含め回答をお願いする。

(宍戸環境共生課長)

ただ今の長澤委員の御意見では、規制的手法を事業者系に対して検討してはどうかとのことだが、現在の地球温暖化対策の手法は、県民運動として展開しており、例えば具体的に言うと、県民会議をつくってその中で一生懸命CO₂削減のために取り組んでいきたいと思いますという一つの流れと合わせ、皆さん御存知かと思うが、福島議定書ということで知事と参加する皆様とが約束を交わしていただき二酸化炭素を削減するという手法でやっている。この福島議定書は、最初学校を対象として実施していたが、順次拡大し、今は事業所も取り組んでいる。この手法は非常によいということで全国からも注目されているところであり、このような手法をもっと活用しながら今後事業者の方にもさらに拡大して行って、参加を促していきたい、そのような対策を取っていきたいと考えている。規制的手法の関係では、地球温暖化対策基本法の審議がこれから始まるが、その中では大きな基本的な施策の中で国内排出量取引制度が国の制度として議論されることになっており、まさにそれが成立すれば、企業等に排出量の枠がかかり、その中で取引がされていく、そういう意味で事実上規制がかかっていくであろうと考えている。県としては、温暖化対策は非常に大きな国家レベルの問題であることから、大きなところを国は国としてやっていただきながら、県は県として一生懸命やらなければいけないところをやっていこうと、そのようなところを狙っていくのが県民運動等であり、今話した内容でもって次期計画考えているところである。

(中井議長)

長澤委員、何か追加で聞きたいことはあるか。

(長澤委員)

今の説明で納得はできた。ただ、これから国の在り方がどうなるのかというところに加味されていかなければならない部分がたくさんあるので、福島特製の手法を、規制的手法の枠を外しながらも、皆さんが規制ではないながらもやらなければならないという方向付けが必要ではないかと思っている。県の考え方は理解した。

(中井議長)

他に意見等はあるか。

(堀金委員)

資料４－１の１（２）に基本姿勢とある。その下に「県民総ぐるみの地球温暖化対策」という言葉があり、よく出てくる言葉ではあるが非常に曖昧な言葉だと思う。それよりも「県の特徴を活かした」について、温室効果ガス対策は全国的にも国内的にも各県で取り組まなければいけない課題で今進もうとしているわけだろうから、その中で福島県としては県の特性、浜・中・会津それぞれの地域特性を活かした中での県民総ぐるみの取り組み体制として持っていったがよいと思う。県民総ぐるみ、総意等よく出てくる言葉だが、いざ会議に行くと、総ぐるみではなく、金太郎飴のように毎回出てくる人はみんな同じである。本当に徹底して一般住民まで浸透しているのか疑問だと思う。そのようなところを踏まえて、本気になって地域の特性を活かした中で例えば会津であれば雪、水を活かした中でその対策をどうするのか、そこにどのように地域がどうかかわるのか。議定書問題であったら学校の取り組みは９０％とは言いが、小中はいいと思うが高校は少ないと思う。そういう現実的な状況を、実際のデータをきちんと踏まえて網羅していかないと、総花的になってしまう。具体的なものを本気になって取り組む体制というのは、長澤委員が言われたようなある程度の規制は必要ではないかと思う。そうでないと目標達成などとてもできないだろう。

(中井議長)

表現も含めて、実態について厳しい指摘があったが、事務局としてはそのような意見があったということで検討会に報告いただけるということでよろしいか。

(宍戸環境共生課長)

承知した。

(長澤委員)

資料４－２の第３章削減目標の最後で「環境への負荷が少ない“ほっとする、ふくしま”の実現」の言葉遣いが果たしてこれでよいのかと感じている。「環境への負荷が少ない」の次に“ほっとする、ふくしま”とつないでよいのか、この辺の文章の作り方について、検討委員会に検討いただきたいので願います。

(中井議長)

言い回しと内容含めてこのような表現でよいのか、検討いただきたいということである。事務局よろしく願います。

(中井議長)

他に無いか。無ければ、何名かの委員の方から発言あった内容については、在り方検討会にお伝えいただき、環境審議会としてはこのような意見要望がだされているので、是非今後の検討に反映していただけるよう取り計らっていただくようお願いする。

(7) その他

委員からは特になかった。

事務局（山田生活環境部企画主幹）より、今後の審議日程について説明がなされた。

以上で議事を終了した。

(8) 閉会（司会） 高橋生活環境総務課主任主査